

# 令和2年度 関東地方整備局コンプライアンス報告書

令和3年7月27日  
関東地方整備局  
コンプライアンス推進本部

## 1. はじめに

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における当省発注の土木工事に關し「入札談合等関与行為防止法」に基づく改善措置要求がなされ、これを受けて国土交通本省において「当面の再発防止対策」が平成24年10月17日付け取りまとめられた。

このことを踏まえ、関東地方整備局では、これまでの取組を補強するとともに、入札談合等関与行為を再度確実に防止するための効果的な措置を含めたコンプライアンス活動について組織的かつ総合的な取組を推進するため、その推進体制及び実施すべき施策について基本的な方針となる「関東地方整備局コンプライアンス推進指針」を平成25年3月29日付けで策定した。

この推進指針に従い、「関東地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下、「推進本部」という。)が中心となって、「関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」(以下、「アドバイザリー委員会」という。)の意見を踏まえつつ「令和2年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画」(以下、「推進計画」という。)を令和2年3月31日付けで策定し、継続した取組を行うこととなった。

本報告書は、令和2年度における、関東地方整備局のコンプライアンス推進の取組状況とそれに対する評価について報告するものである。

## 2. 推進本部会議・アドバイザリー委員会の開催状況

関東地方整備局においては、平成24年11月12日付けで、関東地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、従来の「発注者綱紀保持委員会」を発展的に改組し、「推進本部」及び「アドバイザリー委員会」を設置した。

令和2年度においては、推進本部会議及びアドバイザリー委員会を以下のとおり開催した。

### 【推進本部開催状況】

#### 第1回推進本部会議( R2.4.28 )資料配付のみ

- 議事：(1)令和2年度コンプライアンス推進本部への事務所長の参画予定表について  
(2)令和2年度「関東地方整備局コンプライアンス週間」の日程(案)について  
(3)指名競争入札を実施する際の発注事務に関する情報管理について

#### 第2回推進本部会議( R2.5.26 )

- 議事：(1) 令和2年度コンプライアンス推進本部への事務所長の参画予定表について  
(2) 令和元年度第4四半期の各部署の取り組み状況報告について  
(3) 令和2年度「関東地方整備局コンプライアンス週間」の取組(案)について

第3回推進本部会議( R2.7.7 )

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告  
(霞ヶ浦河川事務所、千葉港湾事務所)  
(2) 令和元年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(原案)について

第4回推進本部会議( R2.7.28 )

- 議事：(1)事務所における具体的措置等の状況報告  
(荒川上流河川事務所、川崎国道事務所)  
(2)令和元年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

第5回推進本部会議( R2.8.25 )

- (1) 事務所における具体的措置等の状況報告  
(京浜河川事務所、大宮国道事務所)  
(2) 令和2年度関東地方整備局コンプライアンス週間の実施結果について

第6回推進本部会議( R2.9.29 )

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告  
(日光砂防事務所、宇都宮営繕事務所)  
(2) 令和2年度第1四半期コンプライアンス実施状況について

第7回推進本部会議( R2.10.27 )

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告  
(富士川砂防事務所、千葉国道事務所)  
(2) 令和2年度第1回コンプライアンス講習会の実施結果報告

第8回推進本部会議( R2.11.24 )

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告  
(利根川ダム統合管理事務所、東京港湾事務所)  
(2) 令和2年度第2四半期コンプライアンス実施状況について

第9回推進本部会議( R2.12.22 )

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告  
(二瀬ダム管理所、東京空港整備事務所)  
(2) 令和3年度コンプライアンス推進計画(素案)について

第10回推進本部会議( R3.1.26 )

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告  
(長野国道事務所、甲武営繕事務所)  
(2) 令和2年度コンプライアンス推進計画の取組状況(中間報告)(案)について

#### 第11回推進本部会議（R3.2.24）

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告  
（関東技術事務所、東京湾口航路事務所）  
(2) 令和2年度第3四半期コンプライアンス実施状況について  
(3) 令和2年度第2回コンプライアンス・アドバイザー委員会について

#### 第12回推進本部会議（R3.3.23）

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告  
（北首都国道事務所、横浜営繕事務所）  
(2) 令和2年度第2回コンプライアンス・アドバイザー委員会議事概要(案)について  
(3) 令和3年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について  
(4) 令和3年度コンプライアンス推進本部開催予定等について

#### 【アドバイザー委員会開催状況】

◇委員の構成（五十音順、敬称略、令和2年度末現在）

- 委員長：池田耕一 （一社）経営倫理実践研究センター 首席研究員  
委員：赤松幸夫 赤松法律事務所 弁護士  
委員：大野正英 麗澤大学 教授  
委員：岡本直久 筑波大学 教授  
委員：山田務 筑波大学大学院 客員教授

#### 第1回委員会（R2.7.13～7.28 各委員に個別に資料提示・説明）

- 出席者：池田委員長、赤松委員、大野委員、岡本委員、山田委員  
議事：令和元年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

#### 第2回委員会（R3.3.2 web会議にて開催）

- 出席者：池田委員長、赤松委員、大野委員、岡本委員、山田委員  
議事：(1) 令和2年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況について  
（中間報告）  
(2) 令和3年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について

### 3. 推進施策の取組状況と評価

※実線枠内はR2推進計画の記述

#### (1) 職員等の意識改革

##### ① 職員のコンプライアンスに対する意識の改革

##### i) 組織のトップによる「関東地方整備局職員行動基準」等の周知等

局長をはじめ、事務所及び管理所及び関東道路メンテナンスセンター（以下「各事務所等」という。）の組織のトップは、自ら率先して意識改革に取り組むとともに、コンプライアンス推進の強い意識を継続して表明することにより、意識の改革・向上に引き続き努める。

また、推進本部員は、各事務所等の要請に応じ、現場職員と率直なコミュニケーションを図るための意見交換を積極的に行うこととする。

〔取組状況〕

局長をはじめ各組織のトップは、幹部会又は所内勉強会等を通じて、所属職員に倫理保持や発注者綱紀保持の重要性について指導・注意喚起するとともに、自らのコンプライアンス推進に対する強い意識を表明し、職員の意識改革・向上を図った。

関東地方整備局コンプライアンス推進本部員は、事務所等の現場視察等の際に、現場職員と意見交換を行い、率直なコミュニケーションを図った。

また、関東地方整備局コンプライアンス週間において、局長からの「コンプライアンス遵守メッセージ」を職員に対して表明することにより、コンプライアンス意識の醸成に寄与した。

ii) 危機管理意識の醸成

「関東地方整備局職員行動基準」に掲げる「積極的なコミュニケーションを図り、常に情報を共有して、組織で課題を解決します。」の趣旨に則り、日常業務等で発生するリスクへの対応・危機管理の重要性について、会議、講習会及び所属内でのミーティング等の場を通じて、周知徹底を図るとともに、組織内の迅速な情報共有が図れるよう、誰とでも相談できる風通しの良い職場づくりに取り組む。

〔取組状況〕

適正業務管理官は、各事務所等を巡回して開催するコンプライアンス講習会（Web 会議システムを活用）において、危機管理の重要性や情報共有の励行について講義し、職員の意識向上を図った。

各事務所等においては、各所属で毎四半期にコンプライアンス・ミーティングを実施し、風通しの良い職場づくりを図った。

適正業務管理官は、職員のコンプライアンスに関する知識向上とコミュニケーション促進のため、各種資料を定期的に提供した。

● 配信したもの

- ① 公務員の不祥事に関する情報（毎月）
- ② 入札談合事件に関する情報（適宜）
- ③ コンプライアンス推進本部会議の会議資料（毎月）
- ④ コンプライアンスミーティング題材（「発注者綱紀保持」「国家公務員倫理規程」「情報セキュリティ」「危機管理意識醸成」の各テーマに関する設問・回答）（毎四半期）

📎 別紙1 令和2年度適正業務管理官による事務所等でのコンプライアンス講習会実施状況

iii) 不当な働きかけ等に対する報告の徹底

職員に対し、講習会等を通じて、発注者綱紀保持規程（関東地方整備局訓令第

11号)に定める「不当な働きかけに対する対応」の徹底と、発注者綱紀保持マニュアル(以下、「マニュアル」という。)に定める「不当な働きかけの定義」について十分な周知を図る。

また、入札契約以外の整備局の業務についても、外部からの不当要求その他の公正な職務の執行を損なうおそれのある要求を受けた場合における報告について、引き続き現状の把握と問題点の整理を行う。

#### 〔取組状況〕

「不当な働きかけ」に該当すると思料する行為を受けたときの対応については、関東地方整備局主催の基幹研修・実務研修において実施するコンプライアンス講義資料に盛り込み、周知を図った。

また、適正業務管理官から各所属に提供するコンプライアンス・ミーティング題材で「不当な働きかけ」を取り上げ、職員の意識向上を図った。

なお、令和2年度において「不当な働きかけ」について報告された事案はなかった。

#### 【評価】<① 職員のコンプライアンスに対する意識の改革>

各事務所等において、組織トップがコンプライアンス推進に対する強い意識を表明したほか、事務所コンプライアンス推進本部、コンプライアンス・ミーティング、事務所巡回講習会等を通じて、「関東地方整備局職員行動基準」の周知、危機管理意識の醸成、不当な働きかけに対する報告の徹底等を図っているが、職員のコンプライアンス意識の向上、意識改革を着実に進めるためには、今後もこれらの取組を継続していくことが重要である。

特に「不当な働きかけ」については、前年度に引き続き、他の事案を研修や講習会資料に織り込むなどして職員の意識向上に努めたが、今後も引き続き周知徹底を図ることが必要である。

#### ② 発注者綱紀保持の徹底

##### i) 職員に対する徹底

適正業務管理官は、発注者綱紀保持の重要性、特に(ア)業者との接触ルール、(イ)入札談合等関与行為防止法上の違法行為は刑事罰の対象となること、人事処分の重さ、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること、(ウ)他の職員の発注者綱紀保持規程違反を知った職員は報告義務を負うこと等について、講習会や研修における講義に加え、副所長会議や担当課長会議等、契約・発注担当者が会する会議の場において周知する。特に、発注情報に接する機会が多い幹部職員及び発注担当職員に対しては、確実に周知徹底する。

#### 〔取組状況〕

業者との接触ルール及び入札談合等関与行為防止法違反に関する処分等については、関東地方整備局主催の基幹研修・実務研修において実施するコンプライアンス講義資料に盛り込んだほか、適正業務管理官が各事務所等を巡回して実施するコンプライアンス講習会資料に盛り込み、周知を図った。

講義にあたっては具体的な事例に即し、要因・背景の分析、刑事罰や人事処分の重さ、損害賠償請求額等について説明したほか、再発防止対策についても説明し、職員の意識向上や事

案の風化防止を図った。

- ☞ 別紙1 令和2年度適正業務管理官による事務所等でのコンプライアンス講習会実施状況
- 別紙2 令和2年度関東地方整備局主催研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

## ii) 事業者に対する徹底

工事、業務の競争参加資格者に対して、整備局におけるコンプライアンスの取組みの趣旨や内容並びに入札談合を行った場合のペナルティ及びその強化\*について、認定通知書を送付する際、あるいはホームページや入札契約システムの活用に加え、事業者団体との意見交換の際、又は説明会等においても周知する。

※

- (ア) 談合の首謀者等に対する違約金の上乘せについて、WTO 対象工事であるか否かを問わず、確定した排除措置命令等において首謀者であると認定された業者に拡大
- (イ) 談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表

### 〔取組状況〕

平成31・32年度有資格業者へ認定通知を送付する際、関東地方整備局のコンプライアンスの取組の内容及び入札談合を行った場合のペナルティ及びその強化について記載した文書を同封し、周知徹底を図った。

また、工事安全協議会及び事業者団体等との意見交換会において、コンプライアンスの取組を周知するとともに協力を依頼した。

### 【評価】<② 発注者綱紀保持の徹底>

職員に対する取組として、各種研修における発注者綱紀保持に関する講義及び講習会を継続実施し、その資料については毎年度更新し、直近の事例を盛り込むなどして、職員が継続的にコンプライアンスを意識するよう努めている。国民の疑惑を招かないよう全職員が発注事務に係る綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保するためにも、これら取組による発注者綱紀保持の徹底が重要である。

また、事業者に対するコンプライアンスの取組強化に関する周知については、推進計画に基づき実施しており、事務所では、事業者団体との意見交換会をはじめ、事務所等と工事受注者で構成する工事安全協議会において、関東地方整備局のコンプライアンスの取組を紹介し、協力を要請している。発注者綱紀保持の取組は職員だけではなく、事業者の理解と協力が不可欠であることから、様々な機会を捉えて実施することが重要である。

### ③ 具体的な各種取組等

#### i) 「関東地方整備局コンプライアンス週間」の継続実施

コンプライアンス推進の取組は年度を通し実施するとともに、職員のコンプライアンス意識を更に高めるため、6月1日から6月7日までの一週間を「関東地方整備局

コンプライアンス週間」として継続実施し、各種取組を実施する。

〔取組状況〕

感染症拡大防止の観点から、実施時期を6月22日から7月5日までに変更し、実施した。

本週間においては、業務用パソコンのポップアップ機能を使用した局長メッセージの表示、全職員による発注者綱紀保持セルフチェックシートの実施等を行ったほか、外部講師による講習会に代えて、過去に行われた講習会の映像配信を行った。

- ☞ 別紙3 令和2年度関東地方整備局コンプライアンス週間(実施結果報告)
- 別紙4 コンプライアンス週間に関するアンケートの取りまとめ(H29～R2年度)

【評価】< i ) 「関東地方整備局コンプライアンス週間」の継続実施 >

コンプライアンス週間については、初めて実施した平成27年度からの6年分のアンケートを取りまとめているが、職員にコンプライアンス週間が根付いてきている傾向が伺え、また、コンプライアンスのDVDの貸し出しが前年度同様に、週間の前後に増えていることも、職員に週間が定着してきたものと評価できる。

一方で、マンネリ防止のための工夫を求める声が依然としてあることから、引き続き取組の改善を検討して、実施する。

ii ) 内部講師によるコンプライアンス講義の実施

コンプライアンス講習会以外の国土交通大学校等で実施される整備局主催の基幹修及び実務研修において、コンプライアンス講義を取り入れることを継続して研修計画に位置づけて実施することとし、その内容については役職別、職種別や時勢と関連づける等、理解が深まる内容とすることを考慮するものとする。

また、適正業務管理官等は、関係部署との協力の下、本局及び事務所等において、コンプライアンスに関する講習及び意見交換を行う。

〔取組状況〕

関東地方整備局主催の基幹研修及び実務研修において、コンプライアンスに関する講義を実施した。

講義では、直近に発生した不祥事案を取り上げ、受講者の興味を引くよう考慮したほか、研修の対象職種に応じて資料を追加するなどの取組を行った。

また、適正業務管理官が、各事務所等を巡回して講習及び意見交換( web 会議システムを活用)を行った。

- ☞ 別紙1 令和2年度適正業務管理官による事務所等でのコンプライアンス講習会実施状況
- 別紙2 令和2年度関東地方整備局主催研修におけるコンプライアンス講義の実施状況
- 別紙5 令和2年度事務所巡回コンプライアンス講習会について(実施結果報告)

【評価】< ii ) 内部講師によるコンプライアンス講義の実施 >

適正業務管理官又は港政調整官による事務所巡回コンプライアンス講習会については、受講

者アンケートから、「定期的に受講して、継続して意識することが大切だ」などの評価を得ており、今後も取組を継続する。

また、関東地方整備局主催の研修にコンプライアンスの講義を組み入れることは、日常業務とは異なる場面で、コンプライアンスの重要性を再認識できる良い機会となっており、引き続き実施する。

### iii) 外部講師によるコンプライアンス講習会の実施

職員に対してより専門的な知識を修得させ、職員のコンプライアンス意識を高める観点から、外部講師によるコンプライアンス講習会を実施する。

#### 〔取組状況〕

例年、四半期毎に本局主催のコンプライアンス講習会を開催しているが、感染症拡大防止のため、第2、第3四半期に外部講師による講義を実施した。(第1、第4四半期は中止)

外部講師については、平成29年度及び令和元年度の講習会アンケートで好評なことを踏まえ、これまで講義を依頼していた公正取引委員会(官製談合防止)に加え、一般財団法人公務人材開発協会から外部講師を起用した。

実施に当たっては、講師の了解を得た上で、昨年度に引き続き、全ての講習会についてCCTVで全事務所に配信した。講習会資料及び講師の了解を得た映像については、昨年度同様にイントラにアップし、講習会当日に参加できなかった職員が受講できるようにするとともに、当日受講した職員も、再度講習内容を確認できるようにした。

#### ●第2四半期

テーマ 「公務員倫理(不祥事防止)について」

講師 一般財団法人 公務人材開発協会

#### ●第3四半期

テーマ 「入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)、独占禁止法の説明」

講師 公正取引委員会

☞ 別紙6 令和2年度第1回コンプライアンス講習会(実施結果報告)

別紙7 令和2年度第2回コンプライアンス講習会(実施結果報告)

#### 【評価】< iii) 外部講師によるコンプライアンス講習会の実施 >

これまで講義を依頼していた公正取引委員会(官製談合防止)、公務人材開発協会(公務員倫理とコンプライアンス)から外部講師を起用したことは、幅広い分野における職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に資することができるものであり、今後も様々な分野、新たな講師依頼先を開拓して、職員の能力向上を図っていくためにも外部講師を活用する。

また、CCTVによる動画配信やイントラに映像や資料をアップすることは、講習会の内容を全職員が共有可能となり、一層の効果が期待できることから、今後も継続する。

### iv) 実践的でマンネリ化防止に資する情報等の提供

適正業務管理官は、各事務所等の取組を支援することとし、マンネリ化防止や取組の実効性の向上を図るため、公務員の不祥事事例などコンプライアンス意識の醸

成に資する情報を関係部署との協力の下、職種別などに応じた講義資料として定期的または適時、各事務所等に提供するとともに、視覚に訴える題材としてのDVDについても引き続き、事務所講習会等で活用を図っていく。

また、各事務所等の取組の参考となる取組事例を情報提供する。

#### 〔取組状況〕

適正業務管理官は、各事務所等の取組支援、マンネリ化防止対策として以下の取組を実施した。

##### 1) 「公務員の不祥事等」を配信

国家公務員・地方公務員等が起こした不祥事例を、新聞・インターネット等から収集し、概要(懲戒処分、刑事罰等を含む)を取りまとめて、毎月1回各事務所等に配信した。

##### 2) 資料DVDの貸出等

昨年度に引き続き、所内講習会やミーティングでの使用を希望する事務所等に貸し出しを行った。特にコンプライアンス週間の前後期間での貸し出しが多かった。

また、関東地方整備局コンプライアンス週間中、職員が業務用パソコンで視聴できるようCCTVで配信した。

##### 3) コンプライアンス・ミーティングの題材提供

以下の各テーマについてミーティング題材を作成し、四半期毎に各事務所等にメールで配信した。

###### 【第1四半期】

- ・発注者綱紀保持規程に抵触する場合の対応
- ・利害関係者からの飲食提供

###### 【第2四半期】

- ・入札手続きミスへの対応
- ・利害関係者に該当しない事業者等からの飲食提供

###### 【第3四半期】

- ・窓口対応
- ・これは兼業？

###### 【第4四半期】

- ・入札談合関与行為 高知県内における入札談合事案
- ・携帯電話の紛失

##### 4) 講習会の動画及び資料の提供

これまで講習会資料のイントラ掲載、講師の了解を得た上でのDVD録画は行ってきたが、令和元年度からイントラでの動画配信を開始し、今年度も引き続き、動画配信を行った。

**【評価】<iv) 実践的でマンネリ化防止に資する情報等の提供>**

外部講師の起用のほか、職種等に応じた研修資料作成によりマンネリ化防止に努めているが、特に公務員の不祥事の配信は、最新の事案について、職員がその概要を知るだけでなく、身近に起こりうるものであること、その影響の大きさ(懲戒処分、刑事罰、損害賠償等)を認識させられるなど違法行為に関与しない意識を持つためには効果的であり、今後も継続する。

コンプライアンス・ミーティング題材提供については、適正業務管理官から定期的に題材を送付することで、各所属においてコンプライアンス・ミーティングを実施する契機ともなっており、今後も取組を継続する。

また、コンプライアンス週間における、事務所等横断的なミーティングは、感染症拡大防止のため、令和2年度においては実施できなかったが、参加者から大変有意義であったとの評価を得ているため、令和3年度では確実に実施していく。

**v) コンプライアンス指導者の養成**

コンプライアンス指導者(以下「コンプライアンス・インストラクター」という。)を養成するため、候補者を積極的に外部の講習会等に参加させる。

講習会受講など一定の要件を満たした職員をコンプライアンス・インストラクターに任命するための基準を作成する。

**〔取組状況〕**

国土交通大学校が主催するコンプライアンス指導者養成研修に、例年、事務所副所長等を数名派遣してインストラクターの養成を図っているが、令和2年度は感染症拡大防止のため、同研修は中止となった。

**【評価】<v) コンプライアンス指導者の養成>**

コンプライアンス指導者については、国土交通大学校主催の研修を通じて引き続き養成していくとともに、効果的に活用していくための役割、課題を来年度中に整理するなど、活用の具体化に向けた対応を着実に進めていく。

**④ 本局及び各事務所等での取組**

本局においては、推進本部の体制の下、適正業務管理官が各部と調整のうえ、コンプライアンス推進を実施する。

各事務所等においては、各事務所等のコンプライアンス推進本部の体制の下、各事務所等ごとに、コンプライアンスに関する講習会、コンプライアンスミーティングまたは勉強会等を盛り込んだ「令和2年度コンプライアンス推進計画」を策定し、計画的かつ効果的に実施する。

全職員を各四半期毎に1回以上、コンプライアンスに関する講習会等(研修におけるコンプライアンス講義、コンプライアンス・ミーティングを含む)に参加させることとし、特に入札契約事務のコンプライアンスに関する講習会等は年1回以上受講させるものとする。

やむをえず参加できない者に対しては所属長等が内容説明を個別に行う等、フォローアップを適切に実施する。適正業務管理官は、本局主催講習会のテキストをイントラネッ

トに掲載するほか、講義状況を録画したDVDを貸し出すなど、フォローアップをサポートする。

更に、各所属においては、所内会議、打合せ等の機会を通じて、「公務員の不祥事等」や「コンプライアンス・メール」等を提供することとし、必要に応じて意見交換を実施するよう努めるものとする。

#### 〔取組状況〕

本局においては、適正業務管理官が主体となって、以下の取組を実施した。

- 1) コンプライアンス週間(6/22～7/5)
- 2) 事務所巡回コンプライアンス講習会(講師:適正業務管理官、web会議システムを活用)
- 3) 外部講師によるコンプライアンス講習会(2回)
- 4) コンプライアンス・ミーティング(四半期毎に題材配信)
- 5) 公務員の不祥事等(毎月配信)の情報発信

☞ 別紙1～7

各事務所等は、コンプライアンス推進本部において策定したコンプライアンス推進計画に基づき、各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施したほか、事務所独自の講習会等を実施した。

☞ 別紙8 令和2年度 各所属の取り組み・参考事例

別紙9 令和2年度 各部・各事務所等の取組状況

#### 【評価】<④ 本局及び各事務所等での取組>

本局・各事務所等とも推進計画に基づき確実に取組を実施し、ほぼ全職員が各四半期ごとに1回以上コンプライアンスに関する講習会等に参加しているが、職員のコンプライアンスに対する意識が薄れないためにも、各所属における継続的な取組が最も重要である。

#### (2) 業務運営の見直し

##### ① 行政文書の適正な管理の徹底

職員が「公文書等の管理に関する法律」及び「国土交通省行政文書管理規則」に基づき、電子文書の保存をはじめとする文書管理を適切に実施するよう徹底を図る。

具体には、文書管理者が定める「保存期間表」「紙文書・電子文書の保存等」の確認・整理と、「共有フォルダ」へのデータ保存を徹底させる。

また、公文書に関するコンプライアンス意識改革を促す取組の推進を図るため、職員一人ひとりに働きかける取組(研修実施等)を充実強化する。

##### ② 情報セキュリティの徹底

###### i) システム情報管理の徹底

国土交通省情報セキュリティポリシー、関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書に従い情報管理の徹底を図るとともに、情報の格付けの意義について職員の意識の向上を図り、格付けの実施について徹底する。

具体には、情報を作成・入手した際には、当該情報の重要性・機密性を判断した上で、適切な「情報の格付け」を決定し、それぞれの重要性・機密性に見合った管理・保存を行うよう徹底する。

また、特に秘密文書に当たる「機密性3情報」は厳重な管理を徹底するとともに、それ以外の情報にあっても、重要性・機密性の高い情報については、アクセス制限、パスワードや暗号などを活用し、情報の管理を徹底する。

更に、情報管理の更なる徹底を図るため、職員に対して情報セキュリティ関連の講習会を実施する。

#### 〔取組状況〕

文書管理については、文書管理者への対面研修を含め、全職員へのeラーニングや新規採用職員研修、事務系職員研修等、また意見交換会等の場を通じて意識啓発を行った。

また、文書整理月間において、各文書管理者に対して点検を実施するよう指示している。点検の結果、指導が必要な事項については主任文書管理者より、当該文書管理者に改善を求めた。

情報セキュリティについては、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の自己点検を実施し、現状の把握と注意喚起を行った。

#### ii) 入札契約に係る情報管理の徹底

発注者綱紀保持規程に定める情報管理総括責任者は、契約・発注担当者が会する会議の場等を通じ、情報管理の重要性と厳重な管理について徹底する。

また、情報管理責任者は、マニュアルに定められた発注事務に関する情報の管理(積算業務と評価業務の分離、アクセス制限・パスワード設定、入札・契約手続運営委員会資料のマスキング等)を徹底する。

#### 〔取組状況〕

発注者綱紀保持担当者(適正業務管理官)は、副所長会議及び研修等で情報管理等の重要性及び厳格な管理について講義し、職員への周知徹底を図った。

本局及び各事務所の情報管理責任者(担当課長等)は、発注者綱紀保持規程第5条第3項に基づき、情報管理総括責任者(局長・事務所長等)に発注事務に関する情報の管理状況を報告するが、発注事務に関する情報漏洩等の事実はなかった。

#### iii) 個人情報保護の徹底

個人情報の保護の重要性と適切な取扱いについて、「国土交通省保有個人情報等管理規程」(平成30年12月10日改正)、「国土交通省の行う個人情報関係事務における特定個人情報等取扱規程」(平成29年7月5日改正)等を、講習会や研修等を通じて引き続き周知徹底する。

また、携帯電話などの情報端末機器については、「個人情報の適切な管理運用のさらなる徹底について」(平成30年4月27日付け総務部総務課長通知)において改めて周知徹底が図られているところであるが、ストラップ等による携行、暗証番号

の登録(ロック設定等によるセキュリティ設定)、不要な情報の削除等の必要な対策を確実に行うものとする。

〔取組状況〕

個人情報の取扱いについては、総務部総務課長名で個人情報の適切な管理の徹底について通知したほか、個人情報の厳格な管理についての事務連絡を発出するなど計5件の文書を発出し、携帯電話の紛失・電子メール誤送信等について職員に注意喚起した。

また、適正業務管理官から各所属に提供するコンプライアンス・ミーティング題材として「携帯電話の紛失」を提供し、各所属での活用を促した。

**③ 応札状況の透明化・情報公開の強化**  
事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事について、平均落札率(月平均及び年平均)及び業者別年間受注額・受注割合をウェブサイトでの公表を引き続き行うこと  
によって、応札状況の傾向等について透明化と情報公開の強化を図る。

〔取組状況〕

事務所毎の平均落札率(月平均及び年平均)及び業者別年間受注額・受注割合について、事務所発注データを本局で集約し、平成25年5月から本局ホームページで公表している。

各事務所は事務所ホームページに本局ホームページの当該ページをリンクさせ、公表を行っている。

【評価】<(2) 業務運営の見直し>

業務運営の見直し全般については、それぞれ推進計画に基づいた見直しや改善が着実に行われており、引き続き以下の取組を継続して実施する。

① 文書情報管理の徹底

行政文書の取り扱いに関しては、昨今の社会的要請に応えるため、行政文書に関するルールを周知徹底するとともに、職員の公文書に関するコンプライアンス意識改革を促すために、研修等を実施するなど取組を強化する。

② 情報セキュリティの徹底

i) システム情報管理については、重要な情報を様々な脅威から守るために、職員一人ひとりが情報セキュリティポリシーを遵守し、適正な運用管理が実施されるよう、定期的に自己点検を行い、機会を捉えての啓発や注意喚起等を通じて、情報管理の徹底を図ってきたところであるが、引き続き周知徹底を図っていく。

ii) 入札契約に係る情報管理については、情報漏えいなど不正事案の発生が起りうる余地をなくすためにも、アクセス制限やマスキングの徹底など発注事務に関する情報管理の重要性及び厳格な管理について、引き続き会議及び研修等において徹底する。

iii) 個人情報の漏えいに関しては、繰り返し注意喚起を行ったが、職員の個人情報保護の意識が薄れないためにも、適宜注意喚起を行う。

③ 応札状況の公表は、不正発生の抑止効果も期待されることから、引き続き応札状況の傾向等について、情報公開を確実に実施する。

### (3) コンプライアンス・リスクマネジメント

入札契約監査官は、適正業務管理官及び発注事務担当課と連携して、職員と事業者等との対応がコンプライアンス・リスク要因となっていないかについてモニタリングを行う等により検証し、適切な接触・対応ルールについて、検討することとする。

#### [取組状況]

職員と事業者等との接触・対応のコンプライアンス・リスクについて、令和2年度の一般監査対象16事務所の発注事務担当課長等にヒアリング調査を行い、特段の問題は生じていないことを確認した。

#### 【評価】<(3) コンプライアンス・リスクマネジメント>

一般監査におけるヒアリング調査によれば、職員と事業者等との接触・対応について今年度においても問題は生じていないが、事業者との接触ルールにおいて不正事案の発生が起ころう余地がないかを確認するために、引き続きモニタリングを実施する。

また、入札手続き、許認可事務等における不正、手続きミス、個人情報の紛失といった様々なコンプライアンス・リスクについては、不正の防止及び信頼性の向上といった観点から適宜点検・評価し、その結果を踏まえて見直しを行うなど、引き続き適切なリスクマネジメントを行っていく。

### (4) 職場の環境づくり

#### ① 執務環境の保持

情報漏洩防止を図るため、引き続き執務環境の保持を徹底する。

#### [取組状況]

各事務所等は、庁舎入口及び各執務室入口に入室制限の掲示を行い、秘密漏洩の防止を図っている。

また、職員が事業者等と対応する際の公正性・透明性を確保するため、執務室外に事業者対応用のオープンスペースを設けている。執務室外に十分なスペースがない場合は、執務室内の他の職員から見える場所に打合せテーブルを配置している。

本局及び一部の事務所等では、来庁者に来庁者カードを貸与・携行させ、職員が来庁者を目視確認できるようにしている。

#### ② ハラスメント等の防止

職員がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境を確保するため、次の取組をはじめとする、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等(以下「ハラスメント等」という。)の防止に関する取組を実施する。

- i) 監督者はハラスメント等の防止に関して求められる役割について理解し、ハラスメント等が生じていないか、又はそのおそれがないか、勤務環境に十分な注意を払う。
- ii) 本局及び各事務所等において開催する講習会等を通じて、職員に対してハラスメント等に関する基本的な事項について知識を習得させる。

#### 〔取組状況〕

令和2年6月より、パワー・ハラスメント防止等の人事院規則が施行されたことを受け、全職員に、分かりやすい解説資料とリーフレットを配布し啓発を行うとともに、各所属にハラスメント全般を相談できるハラスメント相談員（以下「相談員」という。）の任命を行った。またその際、相談員名簿とメール相談窓口について、改めて職員周知を行っている。

管理職等に対しては、会議や研修の中で、ハラスメントを未然に防止するための方策や、ハラスメントが生じない職場環境作りについて議論する機会を設けるなど、意識の醸成を図った。

また、全相談員を対象として、相談員として必要なハラスメント全般に関する知識の理解を深めるとともに、具体的な事例を題材とした班別討議・ロールプレイを通じて、役割や心構え等を習得させるための研修を実施した。

国家公務員ハラスメント防止週間においては、「国家公務員ハラスメント防止週間ポスター」の掲示や、人事院作成の「ハラスメントの防止 自習用研修教材」を活用して全職員を対象としてeラーニング研修を実施するなど、ハラスメントの防止についての周知・啓発等を集中的、網羅的に実施した。

### ③ 外部報告窓口の拡充

職員からの発注者綱紀保持に関する報告を受け付けるため弁護士に委託している外部窓口で、法令違反と思料される行為やハラスメントに関する報告もを引き続き受け付けるようにする。

#### 〔取組状況〕

外部窓口弁護士の委嘱内容を変更し、報告様式を追加することで、法令違反と思料される行為やハラスメントに関する報告も、外部窓口により受け付けができるようにしている。

### 【評価】＜(4) 職場の環境づくり＞

来庁者に対する執務室への立入制限、副所長室の相部屋化など、職場の執務環境は各事務所等で着実に実施されており、今後も、国民の疑惑や不信を招かないよう、事業者等との対応ルールの遵守について、周知徹底を図る。

また、ハラスメント対策については、その防止強化を徹底し、良好な勤務環境を確保するため、全職員への啓発、ハラスメント相談員の任命、ハラスメント防止週間での啓発活動や講習会などを引き続き実施する。

## 4. 取組状況全般について

令和2年度の推進計画に基づく、コンプライアンス推進の取組状況及び取組に対する評価は上記のとおりである。感染症拡大防止のため、中止した取組を除き、本局及び各事務所等ともに当初計画どおりに進めることができ、「職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上、意識改革が図られた」と多くの事務所から報告されており、一定の効果を上げているものと評価する。

今後も職員のコンプライアンス意識を高く保ち続けるため、常に改善を加えるなど工夫をしな

がら各種取組を継続していくものとする。

以上

## 令和2年度 適正業務管理官による事務所等でのコンプライアンス講習会 実施状況

No.	実施日	実施事務所等	対象者	参加人数	実施者(講師)	所長ヒア	備考
1	R2.11.25	京浜河川事務所	全職員	13	適正業務管理官	第5回推進本部会議	
2	R2.11.27	利根川上流河川事務所	全職員	21	適正業務管理官	巡回講習会	
3	R2.11.27	利根川ダム統合管理事務所	全職員	26	適正業務管理官	-	
4	R2.11.30	荒川上流河川事務所	全職員	30	適正業務管理官	第4回推進本部会議	
5	R2.12.3	二瀬ダム管理所	全職員	8	適正業務管理官	第9回推進本部会議	
6	R2.12.4	品木ダム水質管理所	全職員	7	適正業務管理官	-	
7	R2.12.9	横浜国道事務所	全職員	9	適正業務管理官	巡回講習会	
8	R2.12.9	千葉国道事務所	全職員	12	適正業務管理官	第7回推進本部会議	
9	R2.12.10	利根川下流河川事務所	全職員	20	適正業務管理官	巡回講習会	
10	R2.12.10	相模川水系広域ダム管理所	全職員	12	適正業務管理官	巡回講習会	
11	R2.12.11	宇都宮国道事務所	全職員	21	適正業務管理官	巡回講習会	
12	R2.12.16	高崎河川国道事務所	全職員	16	適正業務管理官	-	
13	R2.12.16	関東技術事務所	全職員	13	適正業務管理官	第11回推進本部会議	
14	R2.12.17	霞ヶ浦河川事務所	全職員	7	適正業務管理官	第3回推進本部会議	
15	R2.12.18	甲武営繕事務所	全職員	7	適正業務管理官	第10回推進本部会議	
16	R2.12.22	国営昭和記念公園事務所	全職員	18	適正業務管理官	巡回講習会	
17	R2.12.23	横浜営繕事務所	全職員	9	適正業務管理官	第12回推進本部会議	
18	R2.12.23	関東道路メンテナンスセンター	全職員	13	適正業務管理官	-	
			計	262			

※上記の他、本局各部が実施した会議等におけるコンプライアンス講義等の実施状況

No.	実施日	会議名等	対象者	参加人数	実施者(講師)	備考
1	R2.7.8	用地担当管理者会議	担当職員	87	適正業務管理官	「不当な働きかけへの対応と報告制度等について」
			計	87		

## 令和2年度 関東地方整備局主催研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

No.	種別	研修名	実施日	講義名	講師	講義時間(分)	受講者数(人)
1	基幹	新規採用職員	R2.6.22	公務員制度(ワークライフバランス、人事評価、障害者差別解消法等、服務・倫理、ハラスメント防止)	総務部 人事課 課長補佐等	60	117
			R2.6.22	コンプライアンス	総務部 総務課 建設専門官	30	
2	専門	専門(契約)	R2.7.1	コンプライアンス	総務部 総務課 建設専門官	50	10
3	実践	現場係長(河川・道路)	R2.11.11	コンプライアンス・綱紀保持	適正業務管理官	30	26
4	基幹	管理能力向上(上期)	R2.10.22	コンプライアンス	適正業務管理官	60	96
5	基幹	建設技術(中級)	R2.7.30	コンプライアンス	総務部 総務課 課長補佐	60	15
6	基幹	事務職員(一般職)	R2.11.11	個人情報危機管理	総務部 総務課長	30	22
			R2.11.11	コンプライアンス	総務部 総務課 適正業務指導係長	30	
			R2.11.11	服務・勤務時間・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	
7	専門	専門(用地・基礎)	R2.7.21	コンプライアンス	総務部 総務課 適正業務指導係長	30	25
8	基幹	建設技術(初級)前期	R2.9.4	コンプライアンス(発注者綱紀保持)	適正業務管理官	60	22
9	基幹	建設技術(係長)	R2.10.30	コンプライアンス(発注者綱紀保持)	適正業務管理官	30	31
10	専門	専門(河川管理)	R2.12.4	コンプライアンス	適正業務管理官	40	10
11	基幹	新任係長③【必修】	11/24-11/26	服務・公務員倫理・ハラスメント防止・コンプライアンス	総務部 人事課 建設専門官	80	105
12	基幹	一般職員能力向上	R2.11.30	コンプライアンス	適正業務管理官	30	60
			R2.11.30	服務・倫理・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	70	
12研修 16講義							539

# 令和2年度 関東地方整備局コンプライアンス週間 (実施結果報告)

実施期間: 令和2年6月22日(月)～令和2年7月5日(日)

## 1. コンプライアンス週間の周知

6月11日付け「令和2年度 関東地方整備局コンプライアンス週間の実施について(依頼)」(6月11日公報掲載)

## 2. コンプライアンス遵守メッセージ等の表示

週間中、行政パソコンのログイン時に、関東地方整備局長(コンプライアンス推進本部長)名により週間の趣旨、コンプライアンス遵守メッセージを表示した。

## 3. コンプライアンス週間における講習会の実施(映像視聴)

映像: R1.6.3 令和元年度におけるコンプライアンス週間における講習会

## 4. 発注者綱紀保持に係る講習会の実施(映像視聴)

映像: R1.6.6 令和元年度発注者綱紀保持に係る講習会

## 5. 発注者綱紀保持に係るDVD(映像視聴)

映像: あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス  
～入札談合等関与行為をなくすために～

※ 3. から5. までの映像はイントラにアップし、職員各自で視聴(新型コロナ対策)

## 6. 発注者綱紀保持に関するセルフチェックシート(10問)の実施

適正業務管理官室にて「発注者綱紀保持セルフチェックシート」を作成、各部・事務所に配布し、各所属で実施した。

## 7. コンプライアンスに関するDVDの貸出

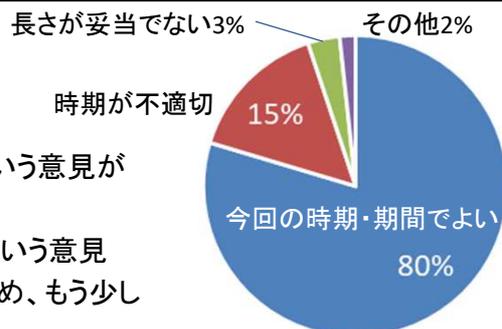
週間の前後において、計6点を貸出し、各所属で実施する講習会・ミーティングで適宜活用した。

# 週間に関するアンケート 集計結果

※各部・事務所単位で実施(回答数62)

## 1. 週間の設定時期及び期間について

- 6月22日からという週間の設定時期、2週間という期間のいずれも「(新型コロナ対策を踏まえ、今回は)現状で良い」という意見が大多数であった。
- 一方で、「他の週間と重なってしまったため時期が不適切」という意見や「コンプライアンス意識を年度の早い時期から醸成したいため、もう少し早い時期に設定してもらいたい」という意見もあった。



## 2. 各種取組内容に関する意見

	良かった点	悪かった点、改善が必要な点
パソコンへの遵守メッセージの表示	・週間中は毎日目にすることでコンプライアンスに対する意識も高まり、効果的である。	・毎日同じ内容ではなく、表示内容を変えるとより効果的ではないか。 ・表示は毎日ではなく「初日のみ」などポイントを絞った方が効果があるのではないか。
講習会やDVD等の映像配信	・ドラマ仕立ての映像は、内容が理解しやすかった。 ・自分の席で各自の都合にあわせて視聴できた。	・講習会映像の視聴時間が90分弱あり、長すぎる。分割してほしい。 ・業務時間に各自の席で視聴するには環境の整備が必要。 ・配信されている音声や画像に不具合があった。 ・副所長だけでなく、係長等の他の役職でもあり得るような事例も取り上げてほしい。
セルフチェックシートの実施	・職員がコンプライアンスを意識する良い機会になる。 ・各職員が現時点の認識・理解度を確認することができた。	・回答後にすぐに答えを知りたかった。 ・設問はもっと具体的なものがよい。 ・事案別の作成もしてもらいたい。 ・実施状況の確認は必要
DVDの貸出	・視覚的に伝えることは効果的。 ・在宅勤務時に活用できた。	・借りに行く手間や貸出中で借りられないということを避けるため著作権的に問題がない映像は、データを共有してもらいたい。 ・新しい教材も追加してもらいたい。

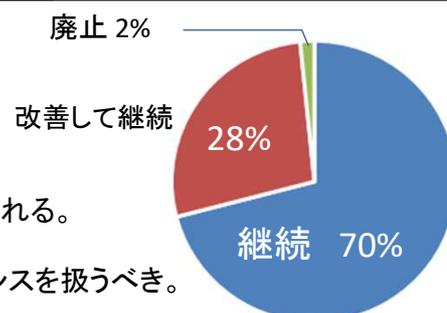
## 3. 来年度以降の取組継続について

〔肯定的な意見・理由〕

- ・ 職員のコンプライアンス意識を高め維持していくためにも継続することが大事。
- ・ 繰り返しの取組により、組織内でのコンプライアンスの徹底が図られる。

〔改善についての意見・理由〕

- ・ 発注者綱紀保持に偏らず、ハラスメント対策等、広くコンプライアンスを扱うべき。
- ・ 仕事量の削減の観点から、廃止すべき。



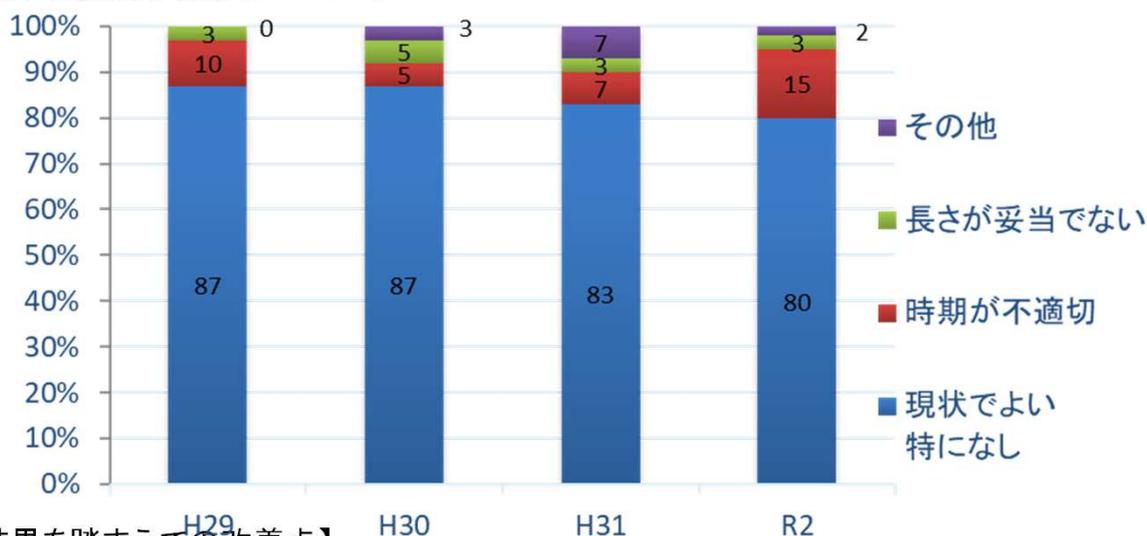
## 4. その他(コンプライアンス全般について 自由記述)

- ・ マンネリ化しても継続することが重要。
- ・ 形骸化していると思われる部分や、なくなりかけている取組もあることから、常に取組内容を検討するべき。
- ・ eラーニングやイントラ等をより活用し、取組に参加しやすくするとともに、事務の負担も軽減するような改善を検討してほしい。
- ・ 現状のように職員の接触を避けるべき状況で、どのようにミーティングや議論を行うべきか、web会議の活用等も含め検討する必要がある。
- ・ OBの意識改革も必要。
- ・ 新型コロナ対策で様々な規制がある中で、本週間の活動を行うことができてよかった。

# コンプライアンス週間に関するアンケートの取りまとめ (H29～R2年度)

平成27年度より実施しているコンプライアンス週間の本局各部・各事務所のアンケート結果について、下記のとおり取りまとめ、傾向の把握に努めたものである。

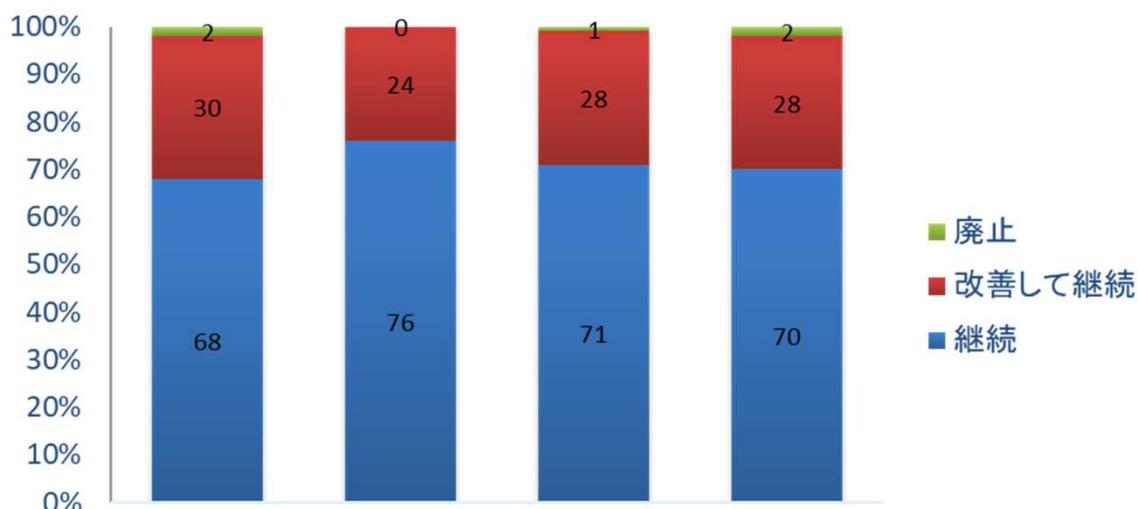
## 1. 週間の設定時期及び期間について



### 【アンケート結果を踏まえての改善点】

・平成27年度に11月実施だったものを平成28年度より6月実施とした。

## 2. 来年度以降の継続について



### 【主なアンケート意見】

- ・発注者綱紀保持に偏らず、広くコンプライアンスを扱うべき。
- ・映像をイントラに掲載する等、ITをより活用してほしい。

### 【アンケート結果を踏まえての改善点】

- ・平成29年度から新たな取り組みとして、「事務所等横断的なミーティング」を実施した。
- ・平成29年度から「コンプライアンスに関する講習会」の映像配信を実施した。
- ・平成30年度は新たなDVD映像を配信した。・令和2年度は映像資料をイントラに掲載し配信した。

取りまとめ結果から、コンプライアンス週間が定着してきていることが伺える。一方で、取組を改善すべきという意見がまだ一定の割合あることから、よりいっそうの工夫が必要と言える。

# 令和2年度 事務所巡回コンプライアンス 講習会について (実施結果報告)

日 時：令和2年11月25日～令和2年12月23日にかけて、各事務所(WEB)  
で開催

講 師：適正業務管理官

参加者：262名

## ＜講義の内容＞

- 1 コンプライアンスとは
- 2 関東地方整備局職員行動基準
- 3 公務員の不祥事例(近年の不祥事の紹介)
- 4 コンプライアンス推進の取組強化の経緯(過去の談合事案を振り返る)
- 5 不当な働きかけ(具体例と対応方法について)
- 6 コンプライアンスの実現のために

・DVDの視聴

「見てわかる パワーハラスメント対策 <気づこう！パワーハラスメント>」



(利根川ダム統合管理事務所)



(千葉国道事務所)

## 【講習会についての要望、意見、感想等】

- ・講義では具体的な事例が使われており、わかりやすかった。
- ・今回はやむを得ないが、次回からまた事例研究(ミーティング)をやってもらいたい。
- ・不祥事に至った経緯や背景とその対応策などをもっと掘り下げてもらいたい。
- ・定期的に受講して、継続して意識することが大切だと感じた。

## 令和2年度 第1回コンプライアンス講習会 (実施結果報告)

日時: 令和2年9月14日(月) 14時00分～16時00分

場所: さいたま新都心合同庁舎2号館 災害対策本部室

参加者(視聴者): 980名(CCTVによる同時映像配信を実施)

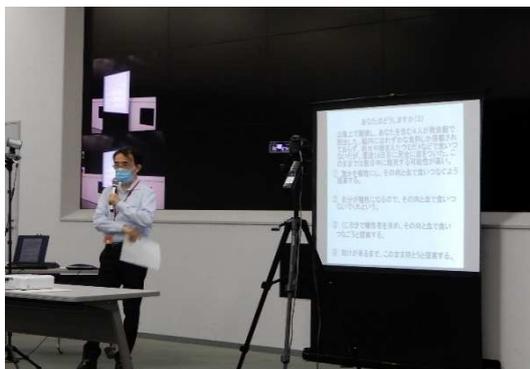
### <講習会内容>

#### 外部講師による講義

標題: 「公務員倫理とコンプライアンス ～あなたは大丈夫?～」

- 1 日本の公務員は信頼されている?
- 2 あなたはどうしますか(講師から質問⇔受講生回答)
- 3 人はずるをする?
- 4 違反行為に対する4つのアプローチ
- 5 入札に係る不祥事を防止するには一どのような防止策が最も効果的かー
- 6 パワーハラスメント
- 7 人は他人に追従する?
- 8 見ざる・聞かざる・言わざる
- 9 四知

講師: 公務人材開発協会 事務局長 吉住夕起や 氏

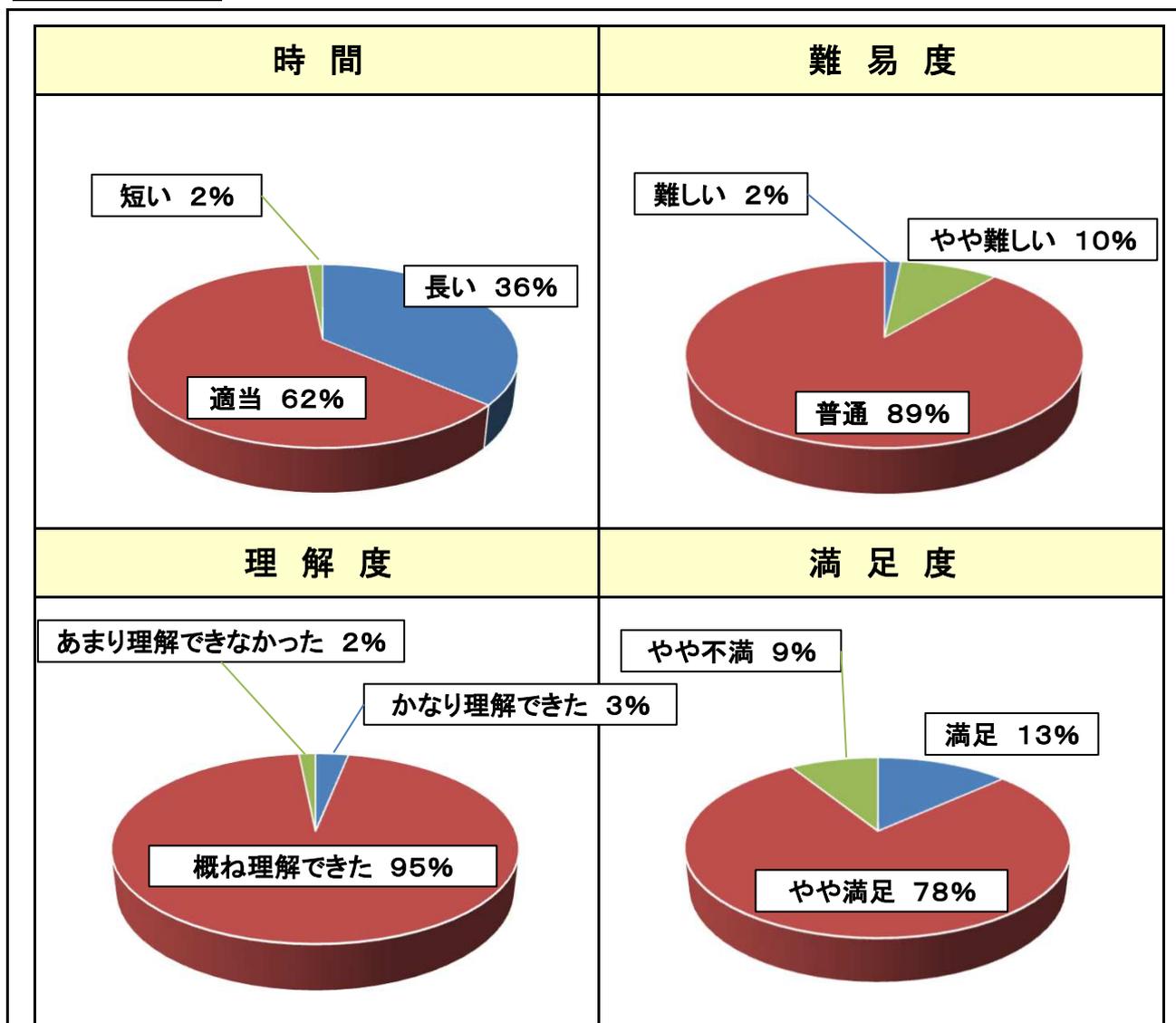


【講義風景】

## 講習会に関するアンケート集計結果

回答: 52事務所9部

## 1. 講義について



## 【講義内容についての意見・感想】

- ・今まで受講したコンプライアンスに関する研修とは異なる視点での講義で、参考になった。
- ・会場参加者への質問形式になっていたため、自分も考えることができ、勉強になった。
- ・法令の説明ではなく、日頃気になる観点からの事例が使われており、わかりやすかった。
- ・パワハラについては、一般論ばかりでなく、具体的な事例をあげてもらいたかった。
- ・全体的に、具体的な対応方法や解決方法を教えてもらいたかった。

## 2. その他講習会等に関する意見

- ・講習会は定期的で開催してもらいたい。
- ・今回のようなWEBでの開催方法は有効であり、今後必要になってくると思う。
- ・職場で落ち着いて視聴をするための環境整備をもらいたい。
- ・OBに対してもコンプライアンスを意識してもらおうような取組を行ってもらいたい。
- ・DVD等の教材を拡充してもらいたい。

## 令和2年度 第2回コンプライアンス講習会 (実施結果報告)

日時:令和2年12月11日(金)14:00~15:30

場所:さいたま新都心合同庁舎2号館 災害対策本部室

参加者:1551名(講習会後のイントラ掲載映像の視聴者を含む)

### <内容>

講義「入札談合の防止に向けて」

(独占禁止法と入札談合等関与行為防止法)

①独占禁止法について

②官製談合防止法について

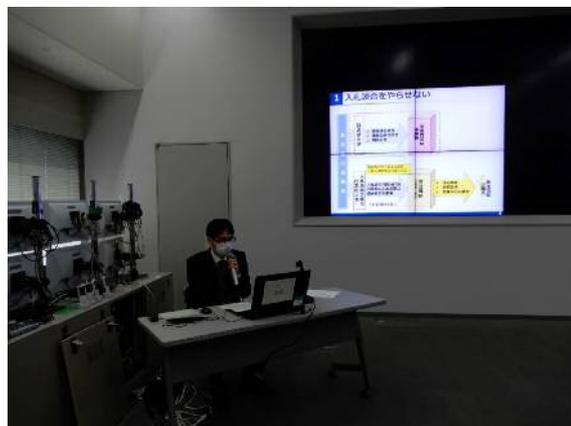
○入札談合等関与行為とは

○事例紹介

○官製談合を防止するために(まとめ)

講師:公正取引委員会事務総局

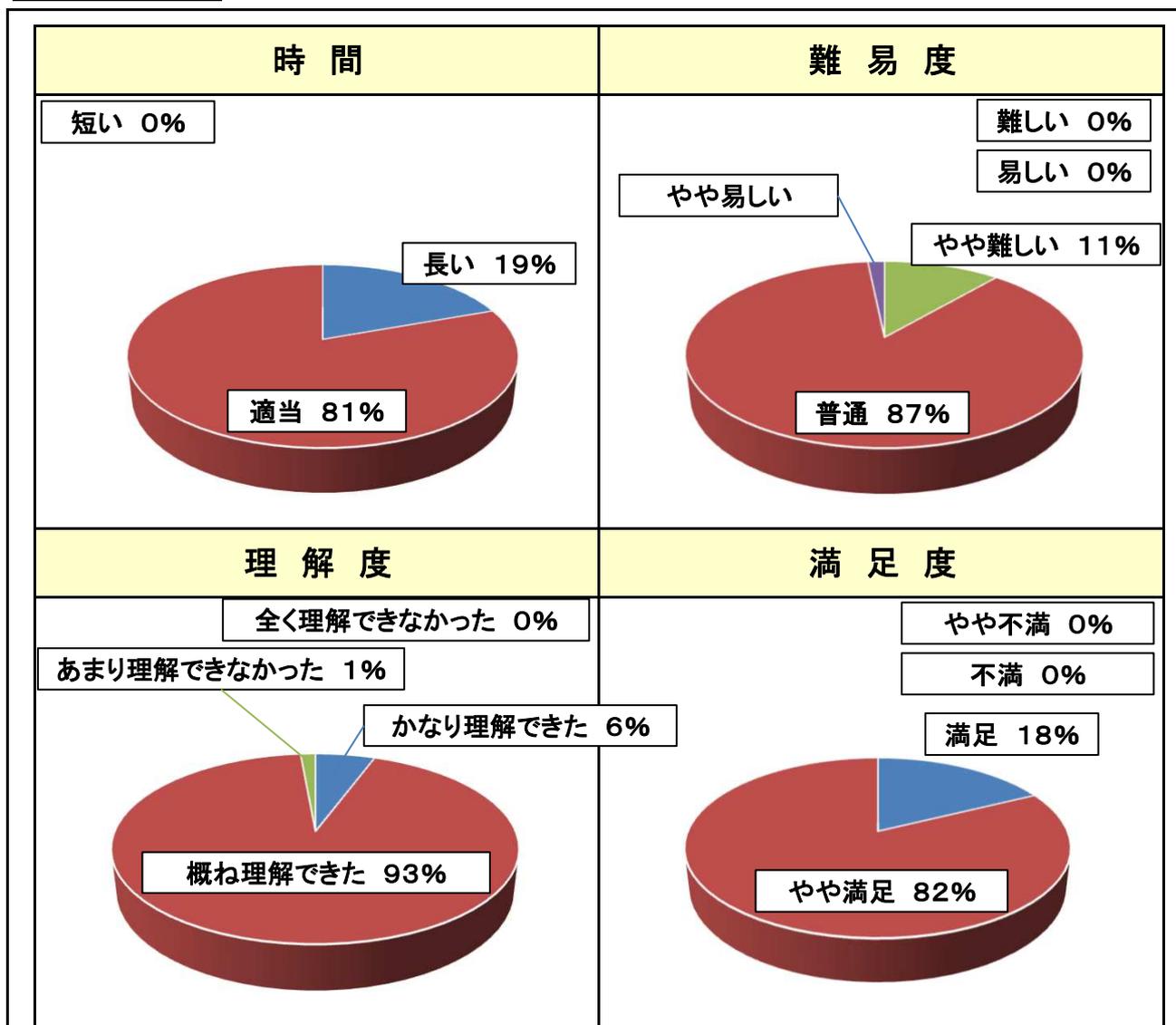
経済取引局総務課 藤野氏



## 講習会に関するアンケート集計結果

回答: 53事務所9部

## 1. 講義について



## 【講義内容についての意見・感想】

- ・実例を用いた説明のため、過去の事案について、わかりやすく参考になった。
- ・入札談合に関する制度の話がメインであったが、課題の解決方法も触れてもらいたかった。
- ・入札談合に関与することはリスクが大きく、自分にとっても、組織にとっても国民にとってもためにならないという共通認識が重要であることが十分に理解できた。
- ・官製談合防止法と独占禁止法の関係がよく理解できた。

## 2. その他講習会等に関する意見

- ・コンプライアンス講習会については、定期的・継続的な開催が必要
- ・内部の講師による講習会も行ってもらいたい。
- ・動画視聴による自主学習は受講しやすいため、今後も継続してもらいたい。
- ・通常業務により時間がとりにくいため、もっと短い時間で受講できる工夫をしてもらいたい。
- ・コンプライアンスの過度な取組は職場環境を悪くするため、バランスが大事。

## 令和2年度 各所属の取り組み・参考事例

1. 事務所長又は事務副所長が自ら講話等を実施(推進本部での訓示は除く)  
荒下(副所長)、二瀬(管理所長)、富士川砂防(事務所長)、東国(事務所長)、首都  
国(事務所長)、川崎(事務所長)、常総(事務所長)、道路メンテ(センター長)、海浜  
公園(事務所長)、東京第一営繕(事務所長)、宇都宮営繕(事務所長)、長野営繕  
(事務所長)、東京港湾(事務所長)、横浜技調(事務所長)  
【14事務所】
2. 事務所独自の講習会等  
江戸川(事務所独自素材によるミーティング)、長野営繕(事務所独自の題材による  
セルフチェック)、甲府(警察署との不当要求に関する意見交換会)、二瀬ダム(ロー  
ルプレイングによる実習)、川崎(不当要求行為に対する意見交換会)、荒下(公文  
書管理に関する説明会)  
【6事務所】
3. 幹部会・課内会議で公務員の不祥事について意見交換  
荒上(幹部会・課内会議)、荒下(課内会議)、利根ダム(各所属)、鬼怒ダム(幹部会  
及び各所属)、富士川(各所属)、道路メンテ(各所属)、甲府(各所属)、道路部(幹  
部会)、総務部(幹部会)、利根上(幹部会)、渡良瀬(各所属)  
【2部9事務所】
4. 教材DVD上映会等を実施  
東京第二営繕(発注者綱紀保持・パワハラ)、宇都宮営繕(発注者綱紀保持・パワハ  
ラ(DVD))、人事院教材(YouTube)、東京空港(発注者綱紀保持)、横浜技調(事  
例で学ぶ倫理法・倫理規程)、日光(人事院教材(YouTube))  
【5事務所】
5. 事務所独自でコンプライアンスに係る資料を作成  
大宮(コンプライアンス事例集(携帯版))、関東技術(事務所版発注者綱紀保持規  
程の解説)、鹿島港湾(洋上風力発電事業にかかるコンプライアンスの徹底)、  
富士川(サービス・懲戒制度、入札契約事務にかかるコンプライアンス)、相模ダム(コン  
プライアンスの目的について)、東国(公務員倫理)  
【6事務所】
6. 職員に職員行動基準・倫理教本・倫理カードを配付  
霞ヶ浦(事務所危機管理マニュアル)、相模ダム(国家公務員倫理カード)、  
品木ダム(国家公務員倫理カード・コンプライアンスカード)、大宮(コンプライアンス  
事例集(携帯版))、関東技術(事務所危機管理マニュアル)  
【5事務所】
7. 営繕部コンプライアンス情報を発行  
営繕部  
【1部】  
以上

令和2年度 各部・各事務所等の取組状況

別紙9

NO.	事務所名	講義等参加実績 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期	不参加者に対する 主なフォローアップ方法	主な取組内容
1	利根川上流 河川事務所	103 / 103 100 %		【第1四半期】
		103 / 103 100 %		コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
		104 / 104 100 %		【第2四半期】
		104 / 104 100 %		コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第3四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第4四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
2	利根川下流 河川事務所	63 / 63 100 %		【第1四半期】
		63 / 63 100 %		コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
		62 / 62 100 %		【第2四半期】
		62 / 62 100 %		コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第3四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第4四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
3	霞ヶ浦 河川事務所	50 / 50 100 %		【第1四半期】
		52 / 52 100 %	所属長による個別説明	コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
		52 / 52 100 %	所属長による個別説明	「事務所危機管理マニュアル」配布 「コンプライアンス・倫理携帯カード」配布
		51 / 51 100 %		【第2四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第3四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第4四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
4	久慈川 緊急治水対策 河川事務所	18 / 18 100 %		【第1四半期】
		18 / 18 100 %		コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
		18 / 18 100 %		【第2四半期】
		18 / 18 100 %		コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第3四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第4四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
5	霞ヶ浦導水 工事事務所	35 / 35 100 %		【第1四半期】
		37 / 37 100 %		コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
		37 / 37 100 %		【第2四半期】
		37 / 37 100 %		コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第3四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第4四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング

6	江戸川 河川事務所	123 / 123	100 %		【第1四半期】
		123 / 123	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		123 / 123	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		122 / 122	100 %		【第2四半期】
7	渡良瀬川 河川事務所	59 / 59	100 %	総務課長からの個別説明	【第1四半期】
		57 / 57	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		59 / 59	100 %	総務課長が個別に説明	コンプライアンス・ミーティング
		59 / 59	100 %		【第2四半期】
8	下館 河川事務所	79 / 79	100 %		【第1四半期】
		79 / 79	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		78 / 78	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		77 / 77	100 %		【第2四半期】
9	荒川上流 河川事務所	101 / 101	100 %		【第1四半期】
		102 / 102	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		99 / 99	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		99 / 99	100 %		「公務員の不祥事等」による意見交換
10	荒川調節池 工事事務所	28 / 28	100 %		【第1四半期】
		27 / 27	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		28 / 28	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		28 / 28	100 %		【第2四半期】

11	荒川下流 河川事務所	83 / 83	100 %		【第1四半期】
		83 / 83	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		82 / 82	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		83 / 83	100 %		「公務員の不祥事等」による意見交換
12	京浜 河川事務所	112 / 113	100 %		【第2四半期】
		113 / 113	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		116 / 116	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		116 / 116	100 %		「公文書管理に関する説明会」講師:総務課長
13	利根川水系 砂防事務所	51 / 51	100 %		【第3四半期】
		51 / 51	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		51 / 51	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		51 / 51	100 %		「公務員の不祥事等」による意見交換
14	日光 砂防事務所	31 / 31	100 %	所属長が個別に実施	【第4四半期】
		30 / 30	100 %	所属長が個別に実施	コンプライアンス推進本部会議
		30 / 30	100 %	所属長が個別に実施	コンプライアンス・ミーティング
		30 / 30	100 %	所属長が個別に実施	事務所長訓示(危機管理等)
15	富士川 砂防事務所	32 / 32	100 %		【第1四半期】
		32 / 32	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		31 / 31	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		31 / 31	100 %		事務所長訓示(危機管理等)
15	富士川 砂防事務所				【第2四半期】
					コンプライアンス推進本部会議
					コンプライアンス・ミーティング
					事務所長訓示(綱紀保持等)
15	富士川 砂防事務所				【第3四半期】
					コンプライアンス推進本部会議
					コンプライアンス・ミーティング
					事務所長訓示(補正予算等における適正な業務執行)
15	富士川 砂防事務所				【第4四半期】
					コンプライアンス推進本部会議
					コンプライアンス・ミーティング
					事務所長訓示(年度末における適正な業務執行)

16	利根川ダム 統合管理事務所	66 / 66	100 %	所属長からの個別説明	【第1四半期】
		68 / 68	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		87 / 87	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		67 / 67	100 %		「公務員の不祥事等」による意見交換
17	鬼怒川ダム 統合管理事務所	34 / 34	100 %	所属長からの個別説明	【第2四半期】
		34 / 34	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		34 / 34	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		34 / 34	100 %		「公務員の不祥事等」による意見交換
18	相模川水系 広域ダム管理事務所	15 / 15	100 %	所属長からの個別説明	【第3四半期】
		15 / 15	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		15 / 15	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		14 / 14	100 %		「公務員の不祥事等」による意見交換(幹部会)
19	二瀬ダム 管理所	8 / 8	100 %	所属長からの個別説明	【第4四半期】
		8 / 8	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		8 / 8	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		8 / 8	100 %		管理所長訓示(綱紀肅正)
20	品木ダム 水質管理所	10 / 10	100 %	所属長等からの個別説明	【第2四半期】
		10 / 10	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		10 / 10	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		10 / 10	100 %		「公務員の不祥事等」による意見交換(幹部会)
20	品木ダム 水質管理所	10 / 10	100 %	所属長等からの個別説明	【第3四半期】
		10 / 10	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		10 / 10	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		10 / 10	100 %		「公務員の不祥事等」による意見交換(幹部会)
20	品木ダム 水質管理所	10 / 10	100 %	所属長等からの個別説明	【第4四半期】
		10 / 10	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		10 / 10	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		10 / 10	100 %		管理所長訓示(個人情報の適切な管理について)

21	東京 国道事務所	147 / 147	100 %		【第1四半期】
		147 / 147	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		147 / 147	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		147 / 147	100 %		事務所長訓示 (R2コンプライアンスの方針)
22	相武 国道事務所	89 / 89	100 %	所属長からの個別説明	【第1四半期】
		88 / 88	100 %	所属長からの個別説明	コンプライアンス推進本部会議
		86 / 86	100 %	所属長からの個別説明	コンプライアンス・ミーティング
		86 / 86	100 %	所属長からの個別説明	【第2四半期】
23	首都 国道事務所	52 / 52	100 %		【第1四半期】
		52 / 52	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		54 / 54	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		55 / 55	100 %		事務所長訓示 (コンプライアンス)
24	川崎 国道事務所	41 / 41	100 %		【第2四半期】
		41 / 41	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		41 / 41	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		40 / 40	100 %		事務所長訓示 (来庁者対応)
25	横浜 国道事務所	146 / 146	100 %	所属長からの個別説明	【第3四半期】
		147 / 147	100 %	所属長からの個別説明	コンプライアンス推進本部会議
		147 / 147	100 %	所属長からの個別説明	コンプライアンス・ミーティング
		144 / 144	100 %	所属長からの個別説明	【第4四半期】
26	大宮 国道事務所	102 / 102	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		102 / 102	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		102 / 102	100 %		【第2四半期】
		102 / 102	100 %		コンプライアンス推進本部会議

27	北首都 国道事務所	55 / 55	100 %	【第1四半期】
		54 / 54	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		54 / 54	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		54 / 54	100 %	【第2四半期】
28	千葉 国道事務所	110 / 110	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		110 / 110	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		111 / 111	100 %	【第3四半期】
		111 / 111	100 %	コンプライアンス推進本部会議
29	常総 国道事務所	50 / 50	100 %	【第1四半期】
		49 / 49	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		49 / 49	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		49 / 49	100 %	事務所長訓示(適正な業務執行について)
30	宇都宮 国道事務所	73 / 73	100 %	【第2四半期】
		73 / 73	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		73 / 73	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		73 / 73	100 %	事務所長訓示(コンプライアンスの重要性について)
31	長野 国道事務所	114 / 114	100 %	【第3四半期】
		114 / 114	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		114 / 114	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		114 / 114	100 %	事務所長訓示(情報管理について)
32	東京外かく環状国 道事務所	52 / 52	100 %	【第4四半期】
		52 / 52	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		51 / 51	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		50 / 50	100 %	【第1四半期】
		52 / 52	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		51 / 51	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		50 / 50	100 %	【第2四半期】
		50 / 50	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		52 / 52	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		51 / 51	100 %	【第3四半期】
		50 / 50	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		50 / 50	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		52 / 52	100 %	【第4四半期】
		51 / 51	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		50 / 50	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		50 / 50	100 %	コンプライアンス推進本部会議

33	関東道路 メンテナンス センター	14 / 14	100 %	【第1四半期】
		14 / 14	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		14 / 14	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		14 / 14	100 %	「公務員の不祥事等」による意見交換 センター長訓示(コンプライアンス意識について)
34	常陸 河川国道事務所	135 / 135	100 %	【第2四半期】
		137 / 137	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		137 / 137	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		136 / 136	100 %	「公務員の不祥事等」による意見交換
35	高崎 河川国道事務所	115 / 115	100 %	【第3四半期】
		115 / 115	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		114 / 114	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		114 / 114	100 %	「公務員の不祥事等」による意見交換
36	甲府 河川国道事務所	121 / 121	100 %	【第4四半期】
		118 / 118	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		117 / 117	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		117 / 117	100 %	「公務員の不祥事等」による意見交換 新規採用者向け講習会(副所長)
37	関東 技術事務所	53 / 53	100 %	【第1四半期】
		52 / 52	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		52 / 52	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		51 / 51	100 %	「公務員の不祥事等」による意見交換

38	国営 常陸海浜公園 事務所	11 / 11	100 %		【第1四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 事務所長訓示(コンプライアンスの重要性について) 【第2四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 事務所長訓示(夏季休暇中のコンプライアンスについて) 【第3四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 事務所長訓示(コンプライアンスについて) 【第4四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 事務所長訓示(入札談合防止について)
		11 / 11	100 %	所属長からの個別説明	
		11 / 11	100 %	所属長からの個別説明	
		12 / 12	100 %		
39	国営 昭和記念公園事 務所	28 / 28	100 %	総務課長からの個別説明	【第1四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第2四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第3四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第4四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
		28 / 28	100 %	総務課長からの個別説明	
		28 / 28	100 %	総務課長からの個別説明	
		28 / 28	100 %	総務課長からの個別説明	
40	東京第一 営繕事務所	17 / 17	100 %		【第1四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 事務所長訓示(コンプライアンス) 【第2四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第3四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第4四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
		17 / 17	100 %		
		17 / 17	100 %		
		17 / 17	100 %		
41	東京第二 営繕事務所	16 / 16	100 %		【第1四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング DVD(発注者網紀保持等)上映会 【第2四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング DVD(発注者網紀保持等)視聴(各自) 【第3四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第4四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
		16 / 16	100 %		
		16 / 16	100 %		
		16 / 16	100 %		
42	甲武 営繕事務所	14 / 14	100 %		【第1四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第2四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第3四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング 【第4四半期】 コンプライアンス推進本部会議 コンプライアンス・ミーティング
		14 / 14	100 %		
		14 / 14	100 %		
		14 / 14	100 %		

43	宇都宮 営繕事務所	13 / 13	100 %	【第1四半期】
		13 / 13	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		13 / 13	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		13 / 13	100 %	DVD(発注者綱紀保持等)上映会 事務所長訓示(職員行動基準)
44	横浜 営繕事務所	16 / 16	100 %	【第2四半期】
		16 / 16	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		16 / 16	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		16 / 16	100 %	DVD(発注者綱紀保持等)上映会 人事院YouTube教材視聴
45	長野 営繕事務所	10 / 10	100 %	【第3四半期】
		10 / 10	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		10 / 10	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		10 / 10	100 %	事務所長訓示(コンプライアンスの重要性について)
46	鹿島 港湾・空港事務所	28 / 28	100 %	【第4四半期】
		28 / 28	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		28 / 28	100 %	コンプライアンス・ミーティング(事務所独自素材含む)
		28 / 28	100 %	事務所長訓示(綱紀保持について)
47	千葉 港湾事務所	19 / 19	100 %	【第1四半期】
		19 / 19	100 %	コンプライアンス推進本部会議
		18 / 18	100 %	コンプライアンス・ミーティング
		18 / 18	100 %	「公務員の不祥事等」による意見交換

48	京浜 港湾事務所	60 / 60	100 %		【第1四半期】
		60 / 60	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		60 / 60	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		60 / 60	100 %		【第2四半期】
49	東京 港湾事務所	31 / 31	100 %		【第1四半期】
		29 / 29	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		29 / 29	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		30 / 30	100 %		事務所長訓示(綱紀保持の徹底について)
50	東京 空港整備事務所	58 / 58	100 %	所属長からの個別説明	【第1四半期】
		58 / 58	100 %	所属長からの個別説明	コンプライアンス推進本部会議
		58 / 58	100 %	所属長からの個別説明	コンプライアンス・ミーティング
		57 / 57	100 %	所属長からの個別説明	【第2四半期】
51	東京湾口 航路事務所	17 / 17	100 %	所属長からの個別説明	【第1四半期】
		17 / 17	100 %	所属長からの個別説明	コンプライアンス推進本部会議
		16 / 16	100 %	所属長からの個別説明	コンプライアンス・ミーティング
		16 / 16	100 %		【第2四半期】
52	特定離島 港湾事務所	19 / 19	100 %		【第1四半期】
		19 / 19	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		20 / 20	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		20 / 20	100 %		【第2四半期】
53	横浜 港湾空港 技術調査事務所	18 / 18	100 %		【第1四半期】
		18 / 18	100 %		コンプライアンス推進本部会議
		19 / 19	100 %		コンプライアンス・ミーティング
		19 / 19	100 %		事務所長訓示(コンプライアンス)

54	本局	949 / 949	100 %		<p>【第1四半期】 コンプライアンス推進本部は、6月22日から7月5日までの2週間を「令和2年度関東地方整備局コンプライアンス週間」とし、地整イントラによる過去の講習会映像やコンプライアンスDVDの配信及びセルフチェックシートの配布などにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図った。</p> <p>【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部は、本局において外部講師（一財）公務人材開発協会による講習会を開催した。 ・コンプライアンス推進本部は、前年度におけるコンプライアンス推進の取組を確認・検証し、「令和元年度関東地方整備局コンプライアンス報告書」を作成した。また、同報告書をインターネットで公開した。</p> <p>【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部は、本局において外部講師（公正取引委員会事務総局）による講習会を開催した。 ・コンプライアンス推進本部は、令和3年度のコンプライアンス推進計画（素案）を作成した。</p> <p>【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部は、コンプライアンス・アドバイザリー委員会の審議後に、「令和3年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定した。また、同推進計画をインターネットで公開した。</p>
		947 / 947	100 %		
		946 / 946	100 %		
		946 / 946	100 %		
		946 / 946	100 %		
総務部	138 / 138	100 %	所属長からの個別説明	【第1四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
	136 / 136	100 %	所属長からの個別説明	【第2四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
	134 / 134	100 %	所属長からの個別説明	公務員の不祥事等により意見交換（幹部会）	
	136 / 136	100 %	所属長からの個別説明	【第3四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
				公務員の不祥事等により意見交換（幹部会）	
企画部	117 / 117	100 %		【第4四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
	117 / 117	100 %		【第1四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
	117 / 117	100 %		【第2四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
	117 / 117	100 %		【第3四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
				【第4四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
建政部	101 / 101	100 %		【第1四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
	102 / 102	100 %		【第2四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
	102 / 102	100 %		【第3四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
	102 / 102	100 %		【第4四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
				【第1四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
河川部	113 / 113	100 %		【第2四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
	113 / 113	100 %		【第3四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
	113 / 113	100 %		【第4四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
	112 / 112	100 %		【第1四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
				【第2四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
				【第3四半期】 コンプライアンス・ミーティング	
				【第4四半期】 コンプライアンス・ミーティング	

道路部	105 / 105	100 %		【第1四半期】
	105 / 105	100 %		コンプライアンス・ミーティング
	105 / 105	100 %		公務員の不祥事等により意見交換(幹部会)
	105 / 105	100 %		【第2四半期】
道路部				コンプライアンス・ミーティング
				公務員の不祥事等により意見交換(幹部会)
				【第3四半期】
				コンプライアンス・ミーティング
道路部				公務員の不祥事等により意見交換(幹部会)
				【第4四半期】
				コンプライアンス・ミーティング
				公務員の不祥事等により意見交換(幹部会)
営繕部	153 / 153	100 %		【第1四半期】
	153 / 153	100 %		コンプライアンス・ミーティング
	154 / 154	100 %		営繕部コンプライアンス情報の発行(Vol.41~42)
	154 / 154	100 %		【第2四半期】
営繕部				コンプライアンス・ミーティング
				営繕部コンプライアンス情報の発行(Vol.43~45)
				【第3四半期】
				コンプライアンス・ミーティング
営繕部				営繕部コンプライアンス情報の発行(Vol.46~48)
				【第4四半期】
				コンプライアンス・ミーティング
				営繕部コンプライアンス情報の発行(Vol.49~50)
用地部	43 / 43	100 %		【第1四半期】
	43 / 43	100 %		コンプライアンス・ミーティング
	43 / 43	100 %		【第2四半期】
	42 / 42	100 %		コンプライアンス・ミーティング
用地部				【第3四半期】
				コンプライアンス・ミーティング
				【第4四半期】
				コンプライアンス・ミーティング
防災室・ 災害対策 マネジメント室	30 / 30	100 %		【第1四半期】
	30 / 30	100 %		コンプライアンス・ミーティング
	30 / 30	100 %		【第2四半期】
	30 / 30	100 %		コンプライアンス・ミーティング
防災室・ 災害対策 マネジメント室				【第3四半期】
				コンプライアンス・ミーティング
				【第4四半期】
				コンプライアンス・ミーティング
港湾空港部	149 / 149	100 %	所属長からの個別説明	【第1四半期】
	148 / 148	100 %	所属長からの個別説明	コンプライアンス・ミーティング
	148 / 148	100 %	教材による自主学習	【第2四半期】
	148 / 148	100 %	教材による自主学習	コンプライアンス・ミーティング
港湾空港部				【第3四半期】
				コンプライアンス・ミーティング
				【第4四半期】
				コンプライアンス・ミーティング
全体	3894 / 3895	100 %		
	3890 / 3890	100 %		
	3906 / 3906	100 %		
	3878 / 3878	100 %		

※ 参加者数は正職員の実績。  
講義に直接参加できなかった職員も、所属長等がフォローアップした場合は受講したものと扱っている。